

令和6年2月吉日

令和6年度 公開オンラインセミナー

「実務への影響は？ 契約書はどう変わる？  
4月発効！調停に関するシンガポール条約セミナー」  
のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当事務所では、公開オンラインセミナー「実務への影響は？ 契約書はどう変わる？ 4月発効！ 調停に関するシンガポール条約セミナー」を開催する運びとなりました。

令和6年4月1日、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（調停に関するシンガポール条約）が我が国で効力を生じることになります。同条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、一定の要件を満たした国際調停による和解合意に執行力を付与するものです。

これにより、企業にとっては、将来、国際調停がこれまで以上に利用しやすくなるとともに、国際取引契約書の紛争解決条項や、実際に国際取引紛争が発生した場合の戦略の見直しが必要となるなど、実務に影響が生じると考えられます。

本セミナーの前半では、当事務所の弁護士から、国際商事紛争解決の基礎、調停に関するシンガポール条約の概要と背景、同条約を日本国内で実施するために制定された「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」などについて解説させていただきます。

後半では、当事務所と協力関係にあるシンガポールのデュー・アンド・ネピア法律事務所（Drew & Napier LLC）から、クロスボーダーの国際商事紛争案件を数多く手掛けているマヘッシュ・ライ（Mahesh Rai）弁護士をゲストスピーカーに迎え、同条約が国際調停に与える影響、企業にとっての国際調停の活用方法など、シンガポールにおける最先端の実務について講演いただく予定です（英語での講演箇所につきましては、日本語にて補足の説明を申し上げます）。

大変ご多用のことと存じますが、皆様のご参加をお待ち申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 令和6年3月1日(金) 15時00分～16時30分
2. 会 場 岩田合同法律事務所 (ZOOMを利用したオンラインセミナー)
3. 内 容 調停に関するシンガポール条約セミナー

時間	テーマ	講師
15:00～15:05	冒頭挨拶	<a href="#">田子 真也 弁護士</a>
15:05～16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際商事紛争解決の基礎(訴訟・仲裁・調停の比較)</li> <li>・調停に関するシンガポール条約の背景と主な内容</li> <li>・同条約の日本国内での実施法</li> </ul>	<a href="#">岡村 優 弁護士</a>
16:00～16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際調停事案の先例及び統計について</li> <li>・シンガポール条約が調停による和解に与える影響</li> <li>・企業が国際調停を活用するための戦略について</li> </ul>	<a href="#">マヘッシュ・ライ シンガポール弁護士</a>  日本語解説： <a href="#">松田 章良 弁護士</a> <a href="#">山田 康平 弁護士</a>

#### 4. お申込み

こちらのQRコードから、お申込みフォーム

([https://zoom.us/webinar/register/WN\\_kCIXI3mFQwGnndvgNT2duQ](https://zoom.us/webinar/register/WN_kCIXI3mFQwGnndvgNT2duQ)) にアクセスの上、お申込みください。

(貴社の役員や従業員の方であればお申込み可能ですので、貴社内で適宜ご紹介・ご案内くださいませ。)



申込みフォームにご入力いただきましたお客様の個人情報は、岩田合同法律事務所が、以下の目的で利用致します。

- ・本セミナーに関する連絡や来場者受付その他の円滑なセミナー運営に必要な事項の実施
  - ・イベント・セミナー開催の連絡やニュースメールの配信等、情報のご案内
- 上記にご同意いただきました上で、本セミナーにお申し込みください。

個人情報のお取り扱いについては、以下の当事務所ホームページをご覧ください。

[www.iwatagodo.com/privacy/index.html](http://www.iwatagodo.com/privacy/index.html)

#### 5. その他 ご連絡・ご質問等は、以下担当宛て又は E-Mail

([seminar@iwatagodo.com](mailto:seminar@iwatagodo.com)) にお願ひ致します。

岩田合同法律事務所 総務

電話 (03)3214-6205 (代表) FAX (03)3214-6209

以上